

新医協東京支部鍼灸部会会則

<目 的>

当部会は国民の健康と生命を守るため鍼灸および手技療法の理論・技術の進歩をめざす。

<活 動>

- 1 鍼灸医学、手技療法医学の創造的、学術的發展を目指す活動
 - (1) 鍼灸師、あんま・マッサージ・指圧師が臨床で充分力を発揮できるための教育、研修のための活動
 - (2) すべての国民が等しく最善の鍼灸、手技療法の治療をうけられるように保険、医療制度、及び教育制度を改善するための活動
 - (3) 東洋医学理論を現代の様々な疾病の治療と予防に応用するための研究
- 2 東洋医学の理論と方法を日常生活に生かして働く人々や地域住民が自分の健康を自分で守ることを支援する活動
- 3 他団体、学会との交流を計る
当部会の目的を実現するために他に属する団体、学会のなかでも活動。新医協内の他領域と交流と協力をする。
- 4 平和と民主主義を守り、生命と健康を保障する生活条件の実現をめざす活動
- 5 これらの活動を前進させるための研究集会、講座、合宿、例会、地域活動等の開催、機関誌「鍼灸部会」の発行を行う。

<会 員>

- 1 当部会の目的に賛同する新医協東京支部の会員で鍼灸部会の会則を認め会費を納入したはり師・きゅう師・あんまマッサージ指圧師、医学、保健、医療に携わる人々（学生を含む）で構成する。
- 2 会員は当部会のすべての活動に参加でき、機関誌の配布をうける。
- 3 当部会は賛助会員を置くことができる。

<総 会>

- 1 当部会の最高機関は総会であり、総会は会長の招集によって毎年一回開催される。
- 2 総会は活動方針、予算、決算の承認、会費決定と常任役員[会長、副会長、事務局長、会員・組織部、会計、青年部長]、役員、会計監査の選出及び会則改定を行う。
- 3 総会の成立は会員の二分の一以上の出席（委任状提出者を含める）をもってし、その議決は総会出席者の過半数をもって行う。欠席の場合は委任状を取る。

<役員会>

役員会は総会に次ぐ決議機関で会長がこれを召集する。役員会は役員と常任役員で構成される。

<常任役員会>

常任役員会は必要に応じて会長によって召集され、役員会に提出する議案の審議を行う。

<常任役員と任務>

当部会は次の常任を置く

- (1) 会長一名 会長は当部会を代表し、総会、役員会、常任役員会を招集し当部会の活動を統轄する。
- (2) 副会長若干名 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 事務局長一名 事務局長は事務局を統轄する。
- (4) 会員・組織係一名 会員係は会員の入退会を集約する。
- (5) 会計一名 会計は当部の財政を管理する。
- (6) 青年部長一名 青年部長は青年部を統轄する。青年部の互選によって選出される。

<役員と任務>

次の部を設け責任者を一名置く。

- (1) 学術部：教育、研修活動の企画立案を行う。
- (2) 例会企画部：例会の企画立案を行う。
- (3) 部会報：会員向けの部会報の編集を行う。

- (4) 講座事務局：講座の運営を行う。
- (5) 事業部：部会の事業活動を行う。
- (6) 保険部：患者、国民の要望に応える健康保険活動を行う。
- (7) 広報部：部会外に対する宣伝活動を行う。
- (8) 青年部担当役員：青年部の指導を行う。
- (9) 上記の他本部常任理事及び東京支部幹事を役員とする。

<会計監査>

会計監査は当部会の会計を監査し総会に報告する。

監査が必要と認めたときには役員会、常任役員会に出席し意見を述べる事が出来る。

<青年部>

部会員の中で鍼灸学生及び卒業して年数の浅い会員で構成し鍼灸学生を主体として青年部を組織することができる。

<財 政>

当部会の財政は会費、賛助会費、事業収入、雑収入によってまかなう。

<顧 問>

当部会に顧問を置くことができる。

<選 挙>

役員選挙の施行は細則で定める

付則 本規約は 2005 年 1 月 24 日より施行する。